

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人イーストヘルスケアソサエティ（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員の報酬等について定めるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第2条 理事会及び評議員会の出席については無報酬とする。

2 旅費交通費については別表1(2)を支給する。

(理事及び評議員の勤務報酬等)

第3条 理事が理事会同日及びその他の日において、理事長の命を受けて当法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、報酬として別表1(1)により支払うことができる。

2 評議員が評議員会同日及びその他の日において、理事長の命を受けて当法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、報酬として別表1(1)により支払うことができる。ただし、定款8条の規定に基づき、各年度の全評議員の総額が140,000円を超えない範囲とする。

3 旅費交通費については別表1(2)を支給する。

(監事の報酬等)

第4条 監事が理事会、評議員会同日及びその他の日において、当法人及び施設の指導監査の立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は報酬として別表1(1)により支払うことができる。

2 旅費交通費については別表1(2)を支給する。

(適用除外)

第5条 施設の職員を兼務する理事は、この規程を適用しない。

(改正)

第6条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成21年3月24日より適用する

附 則

この規程は、平成 24 年 6 月 1 日より適用する。

附 則

この規程は、平成 29 年 7 月 1 日より適用する。

別表 1

(1) 報酬

理事、監事	報酬 (1日)	10,000円
評議員	報酬 (1日)	10,000円

(2) 交通費

- ・ 自宅から目的地までの直線距離に基づき、次のとおり支給する。

10 km未満	3,000円
10 km以上～20 km未満	3,500円
20 km以上～30 km未満	4,000円

30 kmを超える場合は、10 km毎に 500円加算する。